

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日に当り  
たるときは、その翌日)

## 目次

- ◇規 則 保母修学資金貸付規則の一部を改正する規則
- ◇告 示 健康保険法による保険医療機関の指定  
結核予防法による指定医療機関の辞退  
入会林野整備計画の認可  
解除予定の保安林
- 〃 県道の路線の認定
- 県道の路線の廃止
- 道路の区域の決定
- 道路の区域の変更
- 都市計画の決定に係る図書の写しの縦覧
- ◇選管告示 昭和四十四年十二月鳥取県選挙管理委員会告示第二十七号の一部改正

## 規 則

保母修学資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
昭和四十七年十一月十七日  
鳥取県知事 石 破 二 朗

**鳥取県規則第七十五号**

保母修学資金貸付規則の一部を改正する規則

保母修学資金貸付規則(昭和三十八年十一月鳥取県規則第五十四号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「三千円」を「五千円」に改める。

### 附 則

(施行期日等)

1 この規則は、公布の日から施行し、昭和四十七年四月一日から適用する。

(経過措置)

2 昭和四十七年三月三十一日以前に保母養成所に入学した者に係る修学資金の月額については、改正後の保母修学資金貸付規則第四条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

## 告 示

**鳥取県告示第九百二十四号**

健康保険法(大正十二年法律第七十号)第四十三条ノ三第一項の規定に

に基づき、次のように保険医療機関の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第二条の規定により告示する。

昭和四十七年十一月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

名称	所在地	指定年月日
松本医院	鳥取市末広温泉町四〇一	昭和四十七年十一月一日
森田医院	米子市皆生三五一の二	十四日
新田外科 胃腸科医院	中島三九二の七	一日
山口外科医院	夜見町 二、七八六の四	"
仲倉医院 小嶋出張所	倉吉市中河原	"
中嶋医院	相生町四一	"
森、医院	岩美郡国府町糸谷一一の五	十四日
田中医院 大坪出張診療所	八頭郡家町大坪七一	一日
菊川医院	用瀬町用瀬四二七	"
柿坂医院 若桜出張所	若桜町若桜 二九六の一	"
井上医院 佐治出張診療所	佐治村加茂	"

鳥取県告示第九百二十五号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第四項の規定に基づき、次のとおり指定医療機関の辞退があつたので、結核予防法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十六号）第二十六条の規定により告示する。

昭和四十七年十一月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

辞退年月日	指定医療機関の名称	所在地
昭和四十七年十月十六日	石田医院	西伯郡西伯町阿賀 九三八の一

鳥取県告示第九百二十六号

八頭郡八東町大字妻鹿野中野入会林野整備組合組合長八頭郡八東町大字妻鹿野一〇二番地森脇一から申請のあつた中野入会林野整備計画については、入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和四十一年法律第二百二十六号）第十一条第一項の規定に基づき、昭和四十七年十一月十四日認可したので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和四十七年十一月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第九百二十七号

次の保安林を解除予定の保安林にしたので、森林法（昭和二十六年法律

00126

第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和四十七年十一月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 解除予定に係る保安林の所在場所

岩美郡福部村大字細川字湊七二七の二(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

三 解除の理由

道路敷地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び福部村役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第九百二十八号

次の保安林を解除予定の保安林にしたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和四十七年十一月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 解除予定に係る保安林の所在場所

鳥取市浜坂字東浜一三九〇の二二八

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

鳥取県告示第九百二十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第七条の規定に基づき、県道の路線を次のように認定する。

その関係図面は、鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和四十七年十一月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

整理番号	路線名	起点	終点	重要な経過地
211	河内鳥取線	気高郡鹿野町大字河内	鳥取市徳尾	
233	上大立大栄線	倉吉市上大立	東伯郡大栄町大字由良宿	
234	下米積関金線	倉吉市下米積	東伯郡関金町大字関金宿	
235	赤松淀江線	西伯郡大山町赤松	西伯郡淀江町大字西原	
238	境外港線	境港市昭和町	境港市上道町	

00127

鳥取県告示第九百三十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十条第一項の規定に基づき、次の県道の路線を廃止する。

その関係図面は、鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和四十七年十一月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

整理番号	路線名	起点	終点	重要な経過地
32	由良関金線	東伯郡大栄町大字由良	東伯郡関金町	倉吉市
75	安蔵徳尾線	鳥取市安蔵	鳥取市徳尾	
110	本宮淀江線	西伯郡淀江町大字本宮	西伯郡淀江町大字淀江	
153	大立上福田線	倉吉市大立	倉吉市上福田	
194	西原淀江線	西伯郡淀江町大字西原	西伯郡淀江町大字淀江	

鳥取県告示第九百三十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように決定したので、同法同条同項の規定により告示する。

その関係図面は、昭和四十七年十一月十七日から二週間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和四十七年十一月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

道路の種類	路線名	区間	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
県道	河内鳥取線	気高郡鹿野町大字河内字上漆原八三七の一の先から鳥取市徳尾字熊田ノ二 三九九の七の先まで	〇・八 九・〇	二三、三四六・九
"	上大立大栄線	倉吉市上大立字千甫田三五一の一の先から東伯郡大栄町大字由良宿字南新屋敷一四八の先まで	二・五 一九・〇	一八、二二〇・〇
"	下米積関金線	倉吉市下米積字沢ノ上二六一の四の先から東伯郡関金町大字関金字町尻二六四七の一の先まで	四・〇 一六・〇	七、六六九・〇
"	赤松淀江線	西伯郡大山町大字赤松字河原の上六四二の一の先から同郡淀江町大字西原字老里塚一三一の一の先まで	二・〇 二五・五	九、七一三・〇

境 外 港 線	境港市昭和町二の先から同市上道町二一九一の五の先まで	一八・〇	二、一七三・〇
---------	----------------------------	------	---------

鳥取県告示第九百三十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので、同法同条同項の規定により告示する。

その関係図面は、昭和四十七年十一月十七日から二週間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和四十七年十一月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

道路の種類	路線名	変更前	区 間	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
県道 淀江岸本線		変更前	西伯郡淀江町大字淀江字御屋敷五五八の一の先から同郡岸本町大字吉長字上島一の二八の四二の先まで	四・〇 六・〇	七、五四三・〇
		変更後	西伯郡淀江町大字西原字吉里塚六八二の先から同郡岸本町大字吉長字上島一の二八の四二の先まで	四・〇 一五・〇	八、五五八・〇

鳥取県告示第九百三十三号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十条第一項の規定に基づき、

東伯町から東伯都市計画公園の図書の写しの送付を受けたので、同法同条第二項の規定により、鳥取県土木部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

昭和四十七年十一月十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第三十号

昭和四十四年十二月鳥取県選挙管理委員会告示第二十七号不在者投票管理者を置くことのできる病院等の指定についての一部を次のように改正する。

昭和四十七年十一月十七日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加 藤 章

「鳥取県立西伯特別養護老人ホーム 西伯郡西伯町大字倭一三七」を「鳥取県立西伯特別養護老人ホーム 西伯郡西伯町大字倭一三七

身体障害者更正援護施設名 所在地

鳥取県立重度身体障害者更生指導所 鳥取市湖山町大字白浜四二二二に改める。